



《釈文》

知行方

八貫文

本領北谷大なら
馬助分

仁貫文

本領同所
抱分

吉貫五百文

本領同所
大澤

六貫文

本領かなや之内
児玉分

五貫文

安保之内
小暮分

五貫文

同所
内作分之内
安保之内

以上

右之地、一入之所二候へ共、
別走廻へく候由候間、任
置候、猶奉公可レ為二肝
要一者也、仍如レ件、

刁

七月一日 政実 花押

(花押は子昌繁)

飯塚和泉守殿

《読み下し》

知行方

八貫文

本領北谷大なら
馬助分 (うまのすけぶん)

仁貫文

本領同所
抱分 (かかえぶん)

吉貫五百文

本領同所
大澤

六貫文

本領かなや之内
児玉分

安保之内 (あほのうち)

五貫文 小暮分

同所

五貫文 内作分之内
五貫文 安保之内

以上

右の地、一入(ひとしお)の所に候へども、別に走り廻るへく候由(よし)候間、任せ置き候、猶奉公肝要(かんのう)たるべき者なり、仍つて件のごとし、
刁

七月一日 政美 花押 (花押は子昌繫)
飯塚和泉守殿

《用語》

【本領北谷大なら】大奈良は三波川地区の地名

【貫文】中世、土地や所領の規模、負担能力などの表示に用いられた単位。土地・所領の貫高(かんだか)は、年貢や軍役の賦課基準となつた。北条氏の場合は田一反五〇〇文、畑一反一六五文が標準的な換算であつた。北条氏の公定米価は一〇〇文なら一斗二升で、五〇〇文なら六斗であつた。

【馬助分】馬助の所領の意味。

【抱分】所有地。

【大澤】三波川地区の地名。

【かなや之内】埼玉県本庄市児玉町金屋。

【児玉分】埼玉県本庄市児玉町。

【安保之内】埼玉県上里町。

【小暮分】不明。

【内作分之内】不明。

【一入】ひとときわ。いつそつ。

【走廻】用事をもってあちこちと忙しく歩き回る。奔走する。

【任置】支配を任せる。

【肝要】非常に重要なこと。大切なこと。また、そのさま。かなめ。肝心。

【刁(寅)】天正十八年Ⅱ西暦一五九〇年。

【政美】長井政実。しかし実(まこと)は政美の子長井昌繫か。長井政実は、武田氏滅亡後に上杉氏家臣藤田信吉を頼り越後国(新潟県)に逃れ、天正十八年二月に死去したと見られている。代わりに息子昌繫が藤田信吉に従い小田原合戦に参加し、上野国に侵攻し旧領の占拠を果たしたと見られている(『武田氏家臣団人名辞典』東京堂出版)。
長井氏は系図に上総国清水で千石を給わると記されている。

【飯塚和泉守】はじめ飯塚六左衛門尉、のち飯塚和泉守を名乗る。天正八年から長井政実の被官(家臣)となり、長井氏没落後は北条氏に従い、一時北条氏邦家臣の猪俣邦憲の被官になる。

《解説》

天正十八年(一五九〇)六月十四日北条氏邦の籠もる武蔵国鉢形城(埼玉県大里郡寄居町)が開城したことを受けて、旧領復帰を果たした長井氏が飯塚和泉守に対し出した文書です。七カ所三十二貫五百文の知行を与えるとともに次のことを求めています。

①(知行として与える)右の地は一入(ひとしお)ひとときわ(良い)の所なので、特別に奔走するようにしなさい

②引き続き奉公することが、大切なことである

これまで北条氏の支配下にあつた飯塚氏に対し、再び奉公を求めた史料であることがわかります。ここでいう「本領」とは、かつて長井政実が飯塚氏に与えた地の安堵と見られています。北谷内の大奈良・大沢は現実に飯塚氏が支配できますが、かなや(金屋)・安保は武蔵国北部(埼玉県)であり、効力のある約束であつたのか疑問です。

この後、七月五日北条家当主氏直は豊臣軍に投降、小田原も開城し北条氏は滅亡し、北条領国は徳川家康に引き渡されます。その後長井氏も、系図には上総国清水(千葉県茂原市ほか)で千石を給わると記されており、上総国内に所領を与えられていることから、長井氏の北谷支配は長続きしなかつたと考えられます。